

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年 2月 1日

近畿地方整備局

淀川河川事務所長 吉田 延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、一般競争入札及び工事希望型競争入札において、提出された工事技術資料の確認及び工事カルテ等による工事実績等の確認・整理を行うものである。

また、一般競争入札における総合評価方式の評価方法等について、学識経験者の意見を聞くための大坂ブロック総合評価委員会における資料作成等の委員会の運営補助業務を行うものとする。

技術資料等の確認・整理等については、公平性・中立性及び機密保持が強く求められる。

また、行政面との連携や技術的判断及び関係法令、各種指針及び基準等を十分熟知した行政経験豊富な技術者を必要とすることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度工事技術資料整理業務

(2) 業務内容 本業務は、一般競争入札及び工事希望型競争入札において、入札参加希望業者から、提出された技術資料の確認及び工事カルテ等による工事実績の確認・整理を行うものと、一般競争入札における総合評価方式の評価方法等について、学識経験者の意見を聞くための大坂ブロック総合評価委員会における資料作成等の委員会の運営補助業務を行うものとする。

(3) 履行期限 平成20年3月31日

3. 業務目的

本業務は、一般競争入札及び工事希望型競争入札において、入札参加希望業者から、提出された技術資料の確認及び工事カルテ等による工事実績の確認・整理を行うものである。また、一般競争入札における総合評価方式の評価方法等について、学識経験者の意見を聞くための大坂ブロック総合評価委員会における資料作成等の委員会の運営補助業務を行うものとする。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

入札参加希望業者から提出される技術提案書等の書類の取りまとめを行うことから、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知していること。

また、積算・設計等に関する取りまとめの実績を有している等、十分な技術力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

建設会社等国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、中立性・公平性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的に実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

大阪府内又は京都府内に本・支社（店）または営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成にかかる業務
- ・ 類似業務：平成13年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成にかかる業務

7) その他整備局表等が必要と認める要件

- ・ 災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・ 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

イ) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。

ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。

エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負

工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算 20 年以上あり、そのうち
統括管理を 2 年以上経験した者。

オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有する
ものと認定した者。

・業務実績

下記に示される同種又は類似業務について、1 件以上の受注実績を有している
者。

・同種業務：平成 13 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発
注した技術審査資料作成にかかる業務

・類似業務：平成 13 年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内
の各府県政令市が発注した技術審査資料作成にかかる業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191

大阪府枚方市新町 2 丁目 2 番 10 号
国土交通省近畿地方整備局 淀川河川事務所
経理課 契約指導係

電話：072-843-2861（代）（内線 229）
FAX：072-843-2674

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月 1日から平成19年 2月20日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

（1）と同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年 2月21日16時00分

（1）と同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）
すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)と同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：

平成19年 3月12日16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 17・18 年度土木関係建設
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の
提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度
土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行
っていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。